

技術提案書作成及びヒアリングに関する質問回答書

表 題	内 容
技術提案書作成要領 p. 01 1(4) 作成にあたっての留意事項	<p>エ「視覚的表現は文章を補完するために必要最小限な範囲において認めるが、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない」とありますが、プロポーザル技術提案書における視覚的表現の許容範囲の一般的な指針となっております、 『平成30年4月2日 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐（総括担当）及び設備・環境課 課長補佐（総括担当）事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」』によると考えてよろしいでしょうか。 （※添付資料参照）</p> <p>ご理解のとおりです。</p>
基本計画 p. 29 II 車庫棟	<p>車庫棟は、「延べ面積 1,200㎡程度」とありますが、公用車40台の長さ、幅、高さ、用途をご教示ください。</p> <p>添付資料1のとおりです。</p>
実施要領 p. 07 8(2)イ 二次審査	<p>二次審査は、「技術提案書及びヒアリング等により総合的に審査」とありますが、「様式10 設計業務見積書」は審査対象外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>審査対象とします。</p>
実施要領 p. 07 8(2)イ① ヒアリング等	<p>プレゼンテーションは、技術提案書に記載された文字・写真・図のみを使用して説明できると考えてよろしいでしょうか。（技術提案書同様に、具体的な設計図、模型の使用、動画等による説明は不可）</p> <p>技術提案書に記載のない図や文書の使用については、技術提案書を補完するもののみ可とします。ただし、技術提案書に記載のない新たな提案は認めません。</p>
実施要領 p. 07 8(2)イ① ヒアリング等	<p>プレゼンテーション及びヒアリングについて、説明時間、質疑時間、場所、会場レイアウト、スクリーンサイズ、プロジェクターの仕様（接続ケーブルや投影縦横比率）等が分かればご教示ください。</p> <p>添付資料2のとおりです。</p>